

全国後期高齢者医療広域連合協議会 平成 24 年度広域連合長会議 会議録

平成 24 年 6 月 6 日 (水) 14:30~15:42
 都市センターホテル 5 階「オリオン」

発言者	発言内容
司会	<p>【開始前 14 時 27 分】</p> <p>まもなく開会でございます。ここで皆様をお願い申し上げます。 携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。</p>
司会	<p>【開始前 14 時 29 分】</p> <p>まだ、お見えになられてない広域連合の方もございますが、定刻になり次第、始めさせていただきたいと思っております。</p>
司会	<p>【開始 14 時 30 分】</p> <p>皆様、こんにちは。私は、本日の司会を務めます、佐賀県後期高齢者医療広域連合副事務局長の内田でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。 それでは、ただいまから全国後期高齢者医療広域連合協議会平成 24 年度広域連合長会議を開会いたします。 初めに、会長の横尾俊彦が御挨拶を申し上げます。</p>
横尾会長	<p>改めまして、こんにちは。</p> <p>今日は全国市長会の日程に合わせまして、この会議を恒例によって開催いたしましたところ、大変御多用中にもかかわらず多くの連合長様並びに代理の方々に御参集いただいたことに、まず、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。開会に当たりまして一言、近況に触れながら御挨拶をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず最初に、平成 24 年・25 年度の保険料率の改定につきましては、全国的にも保険料率が上昇するということが見込まれる中で、それぞれの連合ごとに工夫等があったものと思います。被保険者の保険料負担の上昇を抑えるために、剰余金あるいは基金等を活用してそれぞれ対応をされたと思いますが、大変な御苦労があったものと思います。ただ、現状から 2 年後のことまでを併せて見てみますと、26 年・27 年度に保険料率改定となりますけれども状況としては楽観できず、更に厳しくなるということが予測されておりますので、今後とも制度運用、また、その安定的運用のためにも国の公費負担の増額などをしっかりと求めていく必要があると考えております。</p> <p>また、皆様御承知のとおり、高齢者医療制度につきましては今国会でも審議中の「社会保障・税一体改革大綱」の中に「高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う」と記載がございます。また、「関係者の理解を得た上で、平成 24 年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する」ともされておりますので、今後の国の動きに注視をしていきたいと思っておりますし、皆さんも注目をされていることと思っております。</p> <p>先ほど来、「現行制度の一部を見直しただけの法案を提出する」とか、「今国会での法案提出を断念する」など、様々な報道が錯綜している状況にあると思います。制度の見直しがどのようになされるのか、あるいは、運営主体はどうなるのかなど、我々広域連合の現場では大変混乱をしかかっているというのが率直な印象だと受け止めています。関係します全国知事会におかれましては、後期高齢者医療制度の廃止につきましては強い反対の意向を示しておられますが、国におかれましても引き続き知事会等の関係者と調整を図っておられるということでございますので、どのような決定をなされるのか非常に懸念、また、注目されるところでございます。</p> <p>とは申せ、私どもの目の前には被保険者の方々がおられます。現行制度が続く限りは現在の後期高齢者医療制度をしっかりと運営し、高齢者の方々が安心して生活できるよう、医療の確保に努めるという重大な任務があります。そのような</p>

発言者	発言内容
	<p>意味でも全国の広域連合の意見を取りまとめ、国へ要望・提案として提出をしている本協議会の活動は極めて重要な役割を持っていると思っております。今後とも、なお一層の御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本協議会からの代表として、国が主催されておられます「社会保障審議会医療保険部会」及び「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」の委員として今年度も引き続き参画させていただいておりますが、例えば、審査支払機関の在り方について、また、柔道整復療養費等の改定についてなど、医療保険制度に大きく係わる具体的な事項についても審議が続けられているところでございます。このため、今後も事前にヒアリングや集約をしながら各広域連合の御意見を、また、後期高齢者医療制度を運営しています現場の声を確実に国に届け、会議でも提案をしていきたいと思っております。また、これらの会議の内容等につきましては、従来どおり事務局を通じて全国の広域連合事務局へお届けをさせていただいておりますので、今後ともよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>本日は、お手元の資料でございますように、本協議会の決算・予算の審議に加えまして、高齢者医療制度の見直しに対する意見や現行制度運営のための必要な改善点を、要望書として取りまとめたいと考えておりますので、十分な御審議をお願いいたします。そして、来賓として厚生労働省の幹部の方がお見えでございますので、この場におきまして手交させていただきたいというふうに思っております。限られた時間ではございますが、皆様の御協力をお願いし冒頭の挨拶に代えさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>横尾会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、これから議事に入らせていただきますが、広域連合長会議の議長は、協議会規約第 8 条第 2 項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、横尾会長よろしくお願いいたします。</p>
横尾会長	<p>それでは、お手元の次第に従って議事を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。御協力をお願いします。</p> <p>そして、本日の議事は記録を取っておりますので、御発言をされる場合は最初に都道府県名をおっしゃっていただきますと、ありがたいと思っております。</p> <p>それでは、議事(1)「平成 23 年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業報告」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。事務局をしております佐賀県広域連合の江副と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>資料の 4 ページをお願いします。読み上げて報告に代えさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">平成 23 年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業報告</p> <p>平成 23 年度において、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行った。</p> <p>1 広域連合の意見集約</p> <p>国等に対して意見を表明するために、各広域連合の意見を集約した。</p> <p>(1) 要望書提出に係る意見集約(6月8日、11月17日提出)</p> <p>(2) 社会保障審議会医療保険部会に対する意見集約(随時)</p> <p>(3) 保険者による健診・保健指導等に関する検討会に対する意見集約(随時)</p> <p>2 広域連合としての意見表明</p> <p>(1) 必要な制度改善について国等へ要望した。</p> <p>① 要望書手交、記者対応(6月8日、11月17日)</p> <p>(2) 審議会や検討会等に参画し、制度の内容や運営に関する意見を表明した。</p> <p>① 社会保障審議会医療保険部会(第44~51回)</p>

発言者	発言内容
	<p>② 保険者による健診・保健指導等に関する検討会 (第 1 ~ 8 回)</p> <p>③ レセプト情報等の提供に関する有識者会議 (第 6 ~ 9 回)</p> <p>④ 広域連合標準システム研究会 (第 8 ~ 11 回)</p> <p>3 広域連合間の意見交換 様々な課題について、全国 6 つの地域ブロック協議会幹事広域連合を通じ、広域連合間の意見交換を行った。</p> <p>4 会議の開催 円滑な運営と制度改善に資するために、次の諸会議等を行った。 (1) 広域連合長会議 (定例会 6 月 8 日、臨時会 11 月 17 日) (2) 幹事会 (第 1 ~ 2 回)</p> <p>以上が平成 23 年度の本協議会の事業報告でございます。</p>
横尾会長	<p>ありがとうございました。 今説明がありました内容につきまして、御意見、御質問があったらお願いします。 特によろしいですか。</p>
【「なし」の声あり】	
横尾会長	<p>「なし」ということでございますので、平成 23 年度事業報告については以上で終わらせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、関連いたしますが、議事 (2) 「平成 23 年度全国後期高齢者医療広域連合協議会決算」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。それでは、会議資料の 6 ページをお開きください。</p> <p>まず、上の方です。決算書になります。平成 23 年度の決算は、歳入総額 625 万 6,519 円に対しまして歳出総額 317 万 3,149 円で、差引 308 万 3,370 円の黒字決算となっております。なお、残額につきましては全額を平成 24 年度への繰越としております。</p> <p>内訳ですけれど、その下の方になります。まず歳入の方です。1 款 分担金及び負担金、それから 2 款の繰越金、それから、3 款 諸収入ですけれど、下の合計欄です。予算額に対しまして、481 円下回っております。ほぼ、計画どおりの執行となっております。</p> <p>続きまして、右の 7 ページでございますけれど、歳出になります。歳出の一番下ですけれど、歳出合計は 317 万 3,149 円で、予算額に対しては約 300 万円ほどの不用額を生じております。その内訳ですけれども、まず一番上の方の 1 款の会議費で約 100 万円ほどの不用額となっております。この理由につきましては、2 目の幹事会費について、予算で 3 回の開催を予定しておりましたけれど、2 回で済んだことによる約 45 万円の不用額、その下の 3 目になります事務局長会議費につきましては、開催を必要としなかったため全額 41 万円ほどを不用額としております。次に中段の 2 款の総務費につきましてですけれど、これは社会保障審議会や検討会などへの事務局随行経費、あるいは、要望活動の旅費などを組んでいたところですが、実績が計画を下回りましたので約 70 万円ほどの不用額が発生しております。それから最後ですけれど、3 款の予備費の充用はございません。</p> <p>この不用額につきましては、先ほど申し上げたとおり全額を繰り越すことにしておりますけれども、繰越金については昨年の会議の決算の中でも約 250 万円ほどの繰越しがございました。その時にも幹事会等々で「繰越額が非常に多いのではないか」との御指摘がございました。この件につきましては、「平成 24 年度の予算編成時の積算を見直す」とお答えをしているところでございます。したがって、平成 23 年度の決算につきましては御理解をいただければと思います。</p>

発言者	発言内容
横尾会長	<p>以上でございます。</p> <p>今説明がありましたように、次年度は分担金を軽減する方向であるという前提の説明でございました。</p> <p>なお、この決算には監査をいただきました。監査報告でございますが、今日は御同席いただいている監事の高橋富山県広域連合長様からお願いしたいと思っております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
高橋監事	<p>監事を仰せつかっております富山県の高橋でございます。 監事を代表いたしまして、私から会計監査を行いました結果を報告させていただきます。</p> <p>平成 24 年 4 月 27 日に高岡市役所におきまして私が、また、5 月 16 日には青森市役所において鹿内博氏がそれぞれ、平成 23 年度全国後期高齢者医療広域連合協議会歳入歳出決算につきまして、諸帳簿並びに会計書類等を審査いたしました。いずれもその処理については適正かつ正確でありましたことを御報告申し上げます。</p> <p>以上、監事を代表いたしまして、私から御報告いたします。</p>
横尾会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明と報告が終わりました。御意見・御質問がありましたらお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p>
<p>【「なし」の声あり】</p>	
横尾会長	<p>無いようでございますので、平成 23 年度決算につきましては、このとおりの承するというところでよろしゅうございますか。</p>
<p>【「異議なし」の声あり】【拍手多数】</p>	
横尾会長	<p>「異議なし」ということで、原案のとおり承認をいただきました。</p> <p>次に、議事(3)「平成 24 年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業計画(案)」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>会議資料の 10 ページをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業計画(案)</p> <p>1 基本方針</p> <p>全国後期高齢者医療広域連合協議会は、全国の広域連合が連絡提携を緊密にし、広域連合相互の情報を共有することにより、各々の広域連合の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行う。</p> <p>2 事業計画</p> <p>(1) 広域連合の意見集約</p> <p>次の事項等について、意見を集約する。</p> <p>① 高齢者医療制度の見直し等に関する事項</p> <p>② 制度改善に関する事項</p> <p>③ その他円滑な運営と進展を図るための事項</p> <p>(2) 広域連合としての意見表明</p> <p>① 全国の広域連合から集約した意見をもとに、重要な事項等について 国等に提案を行う。</p> <p>② 国で設置された社会保障審議会等に参画し、現行制度の円滑な運営、高齢者医療制度の見直し等に関し、意見を表明する。</p> <p>(3) 広域連合間の意見交換</p>

全国後期高齢者医療広域連合協議会 平成 24 年度広域連合長会議 会議録

平成 24 年 6 月 6 日 (水) 14:30~15:42

都市センターホテル 5 階「オリオン」

発言者	発言内容
	<p>広域連合間のネットワークを活用し意見を交換することにより、様々な課題の解決を図るよう努める。</p> <p>(4) 会議の開催</p> <p>① 広域連合長会議 (広域連合長会議：1 回、臨時広域連合長会議：随時) 本協議会の運営に関する重要事項を審議するため、広域連合長会議を 1 回開催する。なお、会長が必要と認めた場合、臨時広域連合長会議を開催する。</p> <p>② 幹事会 (幹事会：1 回、臨時幹事会：随時) 広域連合長会議へ提案する事項の審査及び広域連合長会議からの委任事項の議決のため幹事会を開催する。なお、臨時広域連合長会議が開催される場合は、臨時幹事会を開催する。</p> <p>③ 事務局長会議 (開催を求められた場合) 会長から審議する事項等について求められた場合は、事務局長会議を開催する。</p> <p>(5) その他基本方針を達成するために必要な事業 以上、平成 24 年度の事業計画 (案) を説明させていただきました。</p>
横尾会長	<p>はい。ありがとうございます。説明が終わりました。御意見・御質問がありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【「なし」の声あり】</p>
横尾会長	<p>よろしいですか。「なし」と頂きましたが、 それでは、このとおり承認される方は拍手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【拍手多数】</p>
横尾会長	<p>続きまして、今の計画に基づく、議事 (4) 「平成 24 年度予算 (案) について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、資料の 12 ページになります。平成 24 年度の予算 (案) でございます。まず上の方、予算規模は、590 万 5,000 円となっております。平成 23 年度と比較し 35 万 2,000 円の減となっております。まず、上の方の歳入ですけれども、1 款の分担金につきましては、前年度比 94 万円の減としております。これまで、全 47 広域連合から均等割負担金といたしまして、8 万円を計上してございましたけど、今年度見直すこととし 6 万円といたしてしております。2 款の繰越金につきましては、先ほど御承認いただきました平成 23 年度決算剰余金 308 万 3,000 円を計上してしております。続いて、3 款の諸収入には、預金利子及び雑入を各 1,000 円計上し、歳入合計 590 万 5,000 円となっております。</p> <p>次の中段以降、下段ですけど歳出です。まず上の方、1 款 会議費のうち 1 目の広域連合長会議費及び 2 目の幹事会費につきましては、昨年同様それぞれ 2 回及び 3 回の開催を予定しており、そのための旅費等の所要の額を計上してしております。なお、いくら前年と比べて増となっておりますけれども、これは地域ブロック協議会の幹事さんの交代に伴う旅費額の変更によるものでございます。それから、3 目の事務局長会議費につきましては、これまでの開催実績等を踏まえ今回予算計上を見送っております。次に 2 款の総務費でございますけど、このうち旅費につきましては国の審議会や各種検討会等に本会から出席する委員の随行に要する経費でございますけど、これも開催実績等に合わせて予算を若干減額しているところでございます。それから、3 款の予備費といたしましては、不測の経費等を考慮いたしまして 171 万 2,000 円を計上し、歳入歳出の収支を図っているところでございます。</p> <p>平成 24 年度は協議会設立 4 年目の予算ですけれども、先ほど申し上げましたとお</p>

発言者	発言内容
横尾会長	<p>りこれまでの実績や決算、あるいは幹事の方々の御意見を踏まえて予算を計上したところであります。それから、事務局といたしましても、執行に際しましては今後とも経費の節減に努めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。ありがとうございました。御意見・御質問がありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p>
横尾会長	<p>「なし」ということでございますので、原案のとおり承認される方は拍手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【拍手多数】</p>
横尾会長	<p>皆様に御了解いただきましたので、原案どおり承認いただきました。</p> <p>最後にありましたように、「節減に努めながら効果的に仕事をしていく」ということで臨みたいと思います。</p> <p>次に、議事（5）「後期高齢者医療制度に関する要望書（案）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、15 ページから要望書（案）になります。この要望書（案）につきましては、各広域連合様から提出された様々な要望を地域ブロックごとに集約いただき、それに基づき去る 5 月 28 日に開催されました幹事会で審議・調整を行いました。その後、ブロック幹事を通じて全国の 47 広域連合へ送付し意見を求め、最終的な調整を行った要望書になります。</p> <p>それでは、朗読して説明に代えさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">後期高齢者医療制度に関する要望書 (案) 平成 24 年 6 月 6 日 全国後期高齢者医療広域連合協議会</p> <p>高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は次の事項について必要な措置を講じられたい。</p> <p>1 高齢者医療制度の見直しについて</p> <p>後期高齢者医療制度については、社会保障・税一体改革大綱の中で「廃止に向けた見直しを行う」とされているが、関係諸団体との調整の遅れ等により「先行きが不透明な状態」が続いている。</p> <p>このことにより、不安定な制度運営となっており、運営主体である各広域連合においても遺憾と言わざるを得ない。</p> <p>医療制度の見直しにあたっては、現行制度施行時の混乱を教訓とし、国民、地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く納得が得られるよう、国として万全の策を講ずること。</p> <p>(1) 国においては、国民への不安や混乱を払拭するため、早急に制度の見直しについて今後の方針を固め、精力的に都道府県等関係団体との調整を行い、安定的かつ継続的な制度の確立を一刻も早く図ること。</p> <p>(2) 制度の見直しに係る業務処理に支障が生じないように、見直しの具体的な内容、時期及びスケジュールを早急かつ明確に提示するとともに、国民への十分な周知期間の確保と計画的な広報を実施すること。</p> <p>2 現行制度について</p>

発言者	発言内容
	<p>現行制度の円滑な運営を図るため、改善が必要な事項については、国の責任において早急な対応を講ずること。</p> <p><財政に関すること></p> <p>(1) 平成 26・27 年度保険料率改定については、大幅な保険料増額となることが予想されるため、被保険者に過度の負担とならず、持続可能な制度となるよう国の公費負担の増額を行うとともに、医療費の増加に伴う地方負担の軽減策を講ずること。</p> <p>(2) 財政安定化基金について</p> <p>① 保険料上昇抑制財源に充てることを前提とすれば、その標準拠出率を見直すこと。</p> <p>② 拠出額を増額する場合は、国も必ず負担を行い、都道府県負担分については、全額を地方交付税の対象とするよう改めるとともに、国から都道府県に対して増額の要請を行うこと。</p> <p>併せて、標準拠出率の適用を原則とし、基金財源に余裕がある場合のみ各都道府県で設定するよう見直すこと。</p> <p>(3) 調整交付金について</p> <p>① 療養給付に対する定率交付については、12 分の 4 を確保することとし、広域連合間の所得格差を調整する普通調整交付金は別枠で措置すること。</p> <p>② 保険料率算定時より所得係数が上昇した場合においても、財源不足によって制度運営が困難とならない仕組みとすること。</p> <p>(4) 国庫支出金の交付については、年間交付計画を明確にし、診療報酬の支払いに支障のないよう速やかに交付すること。</p> <p>(5) 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費については、公費負担を行うとともに、増加する地方負担に対して地方財政措置を講ずること。</p> <p>(6) 後期高齢者負担率については、高齢者人口の増加及び現役世代人口の減少による現役世代の負担の増加分を高齢者と現役世代の保険料規模に応じて分担する仕組みに改めること。</p> <p>(7) 低所得者等に対する現行の保険料軽減措置については、恒久的な制度とすること。</p> <p>なお、国民健康保険制度の保険料軽減措置の見直しを検討する場合は、後期高齢者医療制度との整合性を図り、必要な財源は全額国費とすること。</p> <p>(8) 高額な医療費については、高額医療費負担金の支給基準を見直し、国において十分な財政措置を講ずること。</p> <p>(9) 葬祭費及び審査支払手数料については、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、全額を公費等の負担対象とすること。</p> <p>(10) 年少扶養控除等廃止の影響回避措置に伴い、本来、税制改正の影響を受けない被保険者の一部負担金が 3 割から 1 割になる場合、負担増となる保険給付費並びに都道府県及び市区町村の定率負担金については、国の責任において財政措置を講ずること。</p> <p>(11) 東日本大震災で被災した被保険者への一部負担金免除及び保険料減免措置を延長すること。</p> <p><資格・賦課徴収に関すること></p> <p>(1) 保険料の特別徴収について</p> <p>① 対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収への移行及び保険料変更後も特別徴収の継続等を可能とすること。</p> <p>また、開始時期については年 2 回設けること。</p> <p>② 介護保険料及び後期高齢者医療保険料の合計額が対象となる年金給付額の 2 分の 1 を超える場合においても、被保険者が希望する場合には実施できることとすること。</p> <p>③ 年金振込通知書については、10 月以降の引き去り額を記載しないこと。</p>

発言者	発言内容
	<p>(2) 不均一保険料の適用については、医療費が低い市区町村の被保険者の負担を軽減することができるよう、現行制度が廃止されるまで、適用期間を延長すること。</p> <p>(3) 保険者機能強化事業の保険料収納対策等に係る実績については、迅速に情報提供するとともに、同事業の補助は今後も継続すること。</p> <p><給付に関する事></p> <p>(1) 柔道整復療養費並びにあん摩マッサージ指圧及びはり・きゅうの施術に係る療養費について</p> <p>① 国及び都道府県に指導・監査権限を付与し、保険者に対しても一定の権限を早急に付与すること。</p> <p>② 療養費支給申請書様式については、全国統一化を図ること。</p> <p>③ 近年、大幅に増加している往療料については、国において実態を把握するとともに、支給要件を改善すること。</p> <p>④ 関係者による検討会により、早急に中・長期的な視点に立った実効性のある見直しを行うこと。</p> <p>(2) 限度額適用・標準負担額減額認定証について、被保険者からの申請を不要とし、被保険者証への表示により自己負担額の確認を可能とすること。</p> <p>また、基準収入額適用申請についても、公簿等での確認により職権で適用ができるよう改め、被保険者の申請手続きを簡素化すること。</p> <p>(3) 高額療養費に係る自己負担額の年間上限額を設ける仕組みが検討されているが、実施にあたっては、より簡潔で公平な負担軽減策とすること。</p> <p>また、高額介護合算療養費制度については、従来からの要望に対する回答を踏まえ、保険者等現場の意見を聞き、早急に制度の見直しを行うこと。</p> <p>(4) 高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 3 項に規定する医療機関等の不正請求による返還金及び加算金については、介護保険制度下の、事業者による介護報酬の不正請求に対する取扱いと同様、地方税の滞納処分の場合によることを可能とし、保険者が確実に回収できることとすること。</p> <p>(5) 所得の更正等により一部負担金の負担割合が変更になった場合の差額調整については、現行制度では法令に規定がなく、民法の一般規範（不当利得）に依拠することとなるため、法的根拠となる明確な規定を整備すること。</p> <p>(6) 審査支払機関の統合については、拙速な議論とならないよう慎重に検討すること。</p> <p><保健事業に関する事></p> <p>(1) 健康診査事業の補助基準単価を診療報酬に即した額に増額するとともに、「平成 22 年度の生活機能評価の検査と同時実施の状況」での区分を廃止すること。</p> <p>また、独自追加項目及び未受診者に対する受診勧奨等に係る事務的経費についても補助の対象とすること。</p> <p>(2) 健診を受診する必要性の高い者を把握するため、関係機関の間で、必要なデータが提供される環境整備を行うとともに、標準システムにおいて、該当被保険者を抽出するツールを提供すること。</p> <p>(3) 長寿・健康増進事業については、安定的で、より充実した事業実施のため、特別調整交付金交付基準及び内示額を早期に示すとともに、その上限額を見直すこと。</p> <p>(4) 高齢者への肺炎球菌ワクチンの予防接種については、インフルエンザワクチンと同様に定期予防接種とすること。</p> <p>なお、予防接種法の改正までの間については、長寿・健康増進事業の「人間ドック等の助成事業」と同様の取扱いとすること。</p> <p><電算システムに関する事></p> <p>(1) 標準システムについては、早期に改善が必要な事項がみられることから、</p>

発言者	発言内容
	<p>今後の改善計画の明確化、電話・電子メール等による迅速なサポート体制の構築、十分な検証と動作確認等により、広域連合及び市区町村の業務に支障が生じないようにすること。</p> <p>(2) 標準システムの機器更改については、平成 24 年度中に円滑な移行を行うことができるよう、十分にサポートすること。</p> <p>また、係る経費については、国において全額財源措置を講ずるとともに、その内容及び交付スケジュールを明確に提示すること。</p> <p>(3) 年少扶養控除等廃止に伴う一部負担金の割合の判定にあたっては、国の責任において標準システムの改修を行うこと。</p> <p>平成 24 年 6 月 6 日 厚生労働大臣 小宮山 洋子 様</p> <p style="text-align: right;">全国後期高齢者医療広域連合協議会 会長 横尾 俊彦</p> <p>以上でございます。</p>
横尾会長	<p>ありがとうございました。以上、読み上げさせていただき御紹介した要望書(案)につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、無いようでしたら、これで承認するという事で同意される方は拍手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【拍手多数】</p>
横尾会長	<p>それでは、この原案のとおりまとめた要望書を準備しておりますので、後ほど手交をさせていただくことになると思います。</p> <p>以上、予定された議事につきましては終了させていただきたいと思います。御協力、誠にありがとうございました。</p>
司会	<p>横尾会長、ありがとうございました。</p> <p>ここで、本日お招きしております御来賓の入場でございます。</p> <p>皆様、拍手をもってお迎えください。</p> <p style="text-align: center;">【拍手多数】</p>
司会	<p>本日御臨席賜りました御来賓を御紹介いたします。</p> <p>厚生労働副大臣の辻泰弘様でございます。</p>
辻副大臣	<p>皆様、お世話になっております。</p> <p style="text-align: center;">【拍手多数】</p>
司会	<p>ここで、御来賓の厚生労働副大臣 辻泰弘様から御挨拶を賜りたいと存じます。</p>
辻副大臣	<p>御参会の皆様、御紹介を頂きました小宮山大臣の下で副大臣を勤めさせていただいております。参議院議員の辻泰弘でございます。</p> <p>本日の全国後期高齢者医療広域連合協議会広域連合長会議の御開催に当たりまして、厚生労働省の立場から一言御挨拶を申し上げさせていただきます。</p> <p>皆様方の後期高齢者医療広域連合におかれましては、平素より後期高齢者医療制</p>

発言者	発言内容
	<p>度の円滑な運営に大変な御尽力をいただいておりますこと、心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。</p> <p>今さら、私どもが申し上げるまでもございませぬけれども、後期高齢者医療制度は施行から 5 年目を迎え、制度の運営面におきましては大きな混乱はなく、定着してきているものと考えているところでございます。これは、ひとえに現場でお支えをいただいております皆様方の御尽力の賜物でございまして、この点心から敬意を表し、深く感謝を申し上げる次第でございます。</p> <p>また、本年度は、保険料改定の年に当たっている訳でございますけれども、皆様方に各広域連合の実情に応じた適切な改定を行っていただきましたことによりまして今のところ大きな問題はなく順調に推移をしていただいているものと受け止めているところでございます。御承知のとおり今回の改定は、高齢者の医療費の伸びなどを反映いたしまして、全国平均で 6 % 程度の上昇となった訳でございますけれども、今日、現役世代の負担が上昇する中であって、高齢者の皆様方にも一定の御負担をお願い申し上げることはやはりやむを得ないことであろうというように考えている次第でございます。皆様方は高齢者の方々のお理解を頂くために大変な御苦労を平素よりされていると思う訳でございますが、厚生労働省といたしましてもできる限りの取組をさせていただき、社会保障の根幹である国民皆保険を将来にわたって維持していく、そのことに向けて皆様方と共に尽くしていきたいと思っております。どうか皆様方におかれましても今後とも御協力・御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>また、政権交代以来の課題となっております「高齢者医療制度の見直し」につきましては、本年 2 月に閣議決定をされました「社会保障と税の一体改革大綱」におきまして、「高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。」、「具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成 24 年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。」とされているところでございます。この改革会議の案につきましては、かねてより関係者の方々から様々な意見が出されてきたところでございまして、今日まで政府サイドにおいて検討・調整を進めてきたところでございますが、現在のところ関係者の方々の合意を得るには至っていないところでございます。</p> <p>こうした中で、5 月 31 日与党民主党は、改革会議のとりまとめをベースとした見直し案を取りまとめておられるところでございます。厚生労働省といたしましては、そのような与党の御意見も踏まえつつ、一体改革大綱の方針に基づきまして引き続き検討・調整を図って参りたいと考えております。</p> <p>このようなことで将来の在り方に関する議論が続いているということによりまして、現場を支えていただいております皆様方に御懸念をお与えしている部分があるかと思う訳でございまして、その点については心苦しい思いでございますけれども、如何なる制度とするにいたしましてもこれまでの皆様方のお取組や蓄積していただいていた参りましたノウハウというものは大切にしていかなければならないと考えております。また、仮に新たな制度に移行するような場合には、移行のための十分な準備期間を取って丁寧に対応せねばならない、このように考えている次第でございます。</p> <p>いずれにいたしましても、厚生労働省といたしましては、国民医療の確保のために皆様方と心をつなげて努力をしていきたいと考えておりますので、今後とも御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。</p> <p>なお、本日頂きます要望書につきましては、私どもの考え方を文書にさせていただいて、近日中にお答えをさせていただきたいと思っておりますので、そのことも付言をさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございますが、皆様方の今後とも御協力、また、本日の闊達な御議論を御期待申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>

発言者	発言内容
司会	<p style="text-align: center;">【拍手多数】</p> <p>辻泰弘様ありがとうございました。 また、本日は、厚生労働省保険局高齢者医療課にも御出席いただいております。 ここで御紹介させていただきます。 厚生労働省保険局高齢者医療課の横幕章人課長でございます。</p>
司会	<p style="text-align: center;">【拍手多数】</p> <p>それでは、ただ今から、先ほど採択されました要望書を手交させていただきます。 本日、御臨席いただいております、辻副大臣へ横尾会長がお渡しいたします。</p>
横尾会長	<p>先ほど可決いたしまして、皆様の上承の元に小宮山大臣、そして辻副大臣にお渡しするように受けておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【要望書手交】 【拍手多数】</p>
辻副大臣	<p>はい、受け賜りました。</p>
司会	<p>ありがとうございました。 続きまして、ここで、本日、厚生労働省からお見えでございますので、意見交換の時間を設けております。広域連合長の皆様から何か御意見がございませんでしょうか。 なお、御意見がある場合は、都道府県名をおっしゃってから、御発言をお願いいたします。</p>
上田 広域連合長 (奈良県大和 郡山市長)	<p>奈良県の上田でございます。 およそ 1 年の議論を重ねて今日に至った本県の現状について、少し報告をさせていただきます。 資料の 32 ページの全国広域連合長等名簿を御覧ください。奈良県の欄が下から 2 行目にございますが、ここに 3 人の副広域連合長の名前が並んでおります。識見と書いてあるこの名前は、実は奈良県の知事でございます。今年の 4 月に知事が副連合長ということで就任をいただいた訳なのですが、実は約 1 年前からこの後期高齢者医療制度の仕組みと国民健康保険の一元化について知事が大変関心を持っていただきまして、とりわけ医療に関するノウハウは県が多く持っているのをそのことを活用しようではないかということで 1 年前に提案を頂きました。 その一つは、医療費の削減を目的に県と広域連合で共同事業を立ち上げないかということで、県のほうにも補助金を出していただき、奈良県健康長寿共同事業実行委員会というものを立ち上げました。具体的な施策で医療費の削減はできなかつたということで、この 1 年間で見つけた効果的な方法の一つとしては、歯のケアである「口腔ケア」ということと、足首を軸につま先を上げる運動が非常に良いということで、この二つを集中的に市町村に向けて共同事業実行委員会で伝えていくこと、また具体的に集会を開いて参加していただくことを始めました。 それともう一つの提案が、知事を副連合長に就任させて欲しいということでございまして、これについては数え切れないほど議論をさせていただきました。というのは、規約を変更するということになると全市町村の議決を得る必要がありますので、これはとても難しいだろうということで、規約の変更をせずに就任させるというところで、実はそれまで副連合長は県の県職員できておりましたので、これを規約の範囲内で理事という形に代えて、そして副連合長の規定の中の一項目である「識見を有するもの」のところ知事に入っていたということで最終的に合意</p>

発言者	発言内容
	<p>ができて、この 4 月に私のほうから辞令を交付させていただいたというような形でございます。</p> <p>共同事業の実行委員会についても、今年更に規模を拡大いたしまして、やろうではないかということで今進めているところでございますし、現実的に知事が副連合長として議会に出るということは難しいことだと思いますので、参画がこういう形でできたということでこれが先行事例になるかどうかは分かりません。ただ、都道府県は国の公費負担の増額ということが前提にあると思いますが、負担を逃れようということだけではなくてもう少し私どものほうを見て欲しいということ、そしてこの全国の広域連合が如何に御苦労いただいて今日に至ったのかということ踏まえて、広域連合のほうを見て欲しいということを改めて強く思っているところでございます。</p> <p>そういうことで、報告ということでさせていただきました。どうもありがとうございました。</p>
司会	<p>今、奈良県の広域連合のほうから御報告がありましたけれど、今の報告に関しまして厚生労働省様のほうから何か御意見がございますでしょうか。</p>
辻副大臣	<p>奈良県の事例をお示しいただきましてありがとうございました。私もいろいろな場で知事にもお会いさせていただいて御意見も伺ったことがあるのですが、奈良県の事例について二点をお話しいただいたところです。</p> <p>一点目は、識見を有するものということで副連合長に入っていたということですが、中央にいる私が言うのもなんですがやはり地方の時代でございますので、医療の区分におきましても地域でやっていただく分をより住民に近いところで捉えてやっていただくという方向性が一つの時代的な潮流ではないかと思っております。そういった意味で先行事例という御指摘でありましたが、そういった先行的なお取組、試行錯誤と言っては失礼かもしれませんが、そういったお取組を含めて是非前向きに、総合的に地域で医療をしっかりと見つめてやっていただくという形をとっていただくように今後とも御尽力賜ればと思っております。</p> <p>私どもの立場としては都道府県の方々が参画していただくということは事務的な部分で参画していただいてきたという経緯があったことは聞いておりますが、今日の時点で都道府県が御一緒になってやっていただくということは一つの方向性かなというように思っているということを申し上げておきたいと思っております。</p> <p>皆様に御尽力頂いております今日の後期高齢者医療制度の公費負担の充実については、財政状況厳しい折に予算面で私どもも財務省に要望する立場でございますがしっかりと対応して取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>その前段のほうでは共同事業でやっていただいているということでございまして、医療費適正化計画等の対応も都道府県単位で持っていておりましたが、私の個人的な意見になるのかもしれませんが、医療・介護保険など住民に近いところでやるべき部分について、いろんな病気が発生してそれをカバーする保険たるものは 30 万人から 50 万人ぐらいが一つの保険単位ではないかと考えているところで市町村国保というのは単位が小さいところもある訳であり、何十人でやっている村も一つの保険の単位となっているところですので、一度現状を見に行かなければならないと思っておりますが、いずれにしてもそれより少ないところでも地域の国保をやっていただいているという現状がございますので、保険として継続しきれないということで一般会計から繰り入れしていただいたり、繰上充用という次の年の収入を先取りしていただくような、国保のほうではそんな御苦心をさせていただいており、皆様方は後期高齢者医療制度のほうですが、近くで国保のことをつぶさに御覧になっていて、その御苦労のほどを共有されている部分があるだろうと思う訳でございます。</p> <p>私どもといたしましては、何とか国保のそういった部分の広域化と言いますか、都道府県単位ぐらいでやって行くべきではないかということをお願いして今日に</p>

発言者	発言内容
司会	<p>至っている訳でございますが、それは主体が都道府県なのか財政の運営の単位なのかという考え方がありますが、一つの単位として都道府県単位で捉えて地域の国保は運営していく方向が何とかできないかという取組をさせていただいております。そのようなことを審議している部分がありますが、どうかその点につきましてもいろいろと今後とも御指導賜りたいと思っております。以上でございます。</p> <p>副大臣ありがとうございました。</p> <p>ほかに広域連合のほうからございますでしょうか。時間配分もあることですので、先ず質問のほうをしていただいて、厚生労働省様のほうから御回答を頂きたいと思えます。広域連合のほうからほかに御質問がございますでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
竹内 広域連合長 (大阪府 枚方市長)	<p>大阪府広域連合長の枚方市長の竹内です。</p> <p>先般、新聞で民主党が後期高齢者医療制度完全廃止提言という記事が出た訳なのですが、このような動きに対し政府としては結論はともかくとして、どのような時間軸でこの問題について取り組んでいこうとされているのか、現状をお教え願えたらと思います。</p>
司会	<p>ほかにございますでしょうか。</p> <p>無いようでしたら、今の大阪府広域連合の質問に御回答を頂けますでしょうか。</p>
辻副大臣	<p>一番大きなポイントの部分だと思う訳でございますが、先ほど御挨拶の中でも申し上げた訳ですが、これは民主党という与党の立場からいたしますと、私もその中にある訳でございますが、前回の選挙のときのマニフェストで後期高齢者医療制度を廃止するというで今日まできているという経緯がある訳でございます。そしてまた政府サイドといたしますと、去年から一体改革の取組を議論していた訳で今年の 2 月の閣議決定のときにそのことに付言しておりまして、先ほど「高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。」、「具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。」と申し上げたのですが、それがあつた。そして 5 月に入りまして社会保障と税の一体改革での国会での答弁においても、同趣旨で総理が答弁をされているということがあつた訳でございますが、そういった意味で関係者の理解を得て取りまとめを行って今国会に提出するというで現在も調整をして検討させていただいているというのが私ども政府としての立場でございます。それだけでは十分ではないという御見地からだと思つたのですが、与党としては、これは与党が中心になっておっしゃっていることで、そういうエネルギーが与党に今もあるのは当然のことですが、そういう立場で与党としていろいろ検討された結果、そもそも一年半ぐらい前になりますが高齢者医療制度改革会議における一つの方向性がございまして、その方向性で法案化すべしということを民主党の厚生労働部門会議の議論を経て、民主政策調査会でも御了承されたということでございます。そういった意味で当時の方針は平成25年度から始まって 2 年ほど経過した平成27年度から廃止するというようなことになっていると承知していますが、そういった中で一つの考え方を打ち出されているということでございます。</p> <p>それを受けてどうするかということをお聞きになっている訳ですが、これは私の今の立場で状況を見通せる範囲を超えているように思つたわけであり、当然、政府の厚生労働省の立場としては関係者の理解を得た上でということになっている訳であり、改革会議の方向性というのはあの時点でも全国知事会の方々からは必ずしも賛同を得られないまま推移して今日に至っているところもある訳ですので、そういったところを政府の立場ではしっかりと対応しなければならぬとこのように考えています。与党のほうの検討や対応が今後どうなるのかというのは、国会の状況やほかの状況も</p>

発言者	発言内容
横尾会長	<p>ございますので、その辺は必ずしも十分にお答えできないことはお許しいただきたいと思いますが、そのような状況でございます。もし何かありましたらおっしゃっていただきたいと思います。</p> <p>実は私、高齢者医療制度改革会議に出たのですが、政権交代直後が改革会議のスタートになったと記憶しています。長妻大臣同席の第 1 回目、2 回目から私は申し上げているのですが、それは増税しないということを当時の鳩山総理がおっしゃっていたので、「その話はわかりますが、財源がもたなくなっている医療制度なのでしっかり消費税のことも含めて議論をしてください。そのことがない限り全国知事会もイエスと言われませんよ」ということを繰り返し全国広域連合長代表としても申し上げてきました。たぶん今の関係者の同意の問題もそこだと思えます。是非、そこら辺をかなり本音で話をさせていただいて財源とかを確保すれば都道府県知事さんも結構のってきやすくなると思えますが、その辺の取組が今どうなっているものなのかももう少し教えていただけるとありがたいのですが。</p>
辻副大臣	<p>御指摘のとおりでありまして、私も 1 兆円持っていましたら非常にやり易いのですが、私の懐に入っていないということが根本的にありまして、その点で皆様方に御迷惑をお掛けしているということになる訳でございます。</p> <p>御指摘のように高齢者医療制度改革会議で頂いた議論は消費税の議論の前だった訳ですので、今から振り返りますならば消費税の対応の中でどうにかするようなことであったといろいろ議論もあるかもしれませんが、そういったことを踏まえて今日まで推移しているということでございます。</p> <p>今から遡った議論は難しいと思えますし、おっしゃっていただいている御趣旨は私自身も思うところもありますが、今日時点で申し上げられるのは検討していった中での結果として今日に至っているということであり、やはり御指摘のように国民健康保険、後期高齢者医療制度などこういった医療保険制度はいずれも財政の問題で進言されているという現状もございまして、その点につきましては今次消費税での対応というのは国保に対する 2,200 億円ということになっている訳でそれをどこに充当するという訳でもなく現状維持も大変な状況でございます。</p> <p>いずれにいたしましても財源確保をしっかりとすべきという意見は今も頂きましたし、先ほども頂きましたので厚労省としてがんばっていきたくと思えますが、90 兆円の国家予算の内の 30 兆円が社会保障関係で厚生労働省の予算でございます。その 30 兆円の中の 3 分の 1 の 10 兆円が医療保険制度に対する公費負担であり、90 兆円の予算の中で 10 兆円を占めている状況でございます。予算上の社会保障関係の予算は毎年 1 兆円以上の自然増が発生しているという状況であり、今年度は概算予算要求ベースでは 1 兆 1,600 億円増えてその内の 5,000 億ぐらいが医療保険の公費負担でありました。そういった中でなかなか財源を充当することが難しいという現状であり、現在の御負担をお願いするという状況に至っている訳でございますので、その辺は皆様方も既に御承知頂いていると思えますが、そういった中での対応であるということもまた御理解を賜ればと思っております。ただ、基本的なことをしてしっかりとその分を目配せするというのは今後とも私どもとしても取り組んでいきたいと思っております。</p>
司会	<p>副大臣ありがとうございました。 群馬県広域連合様</p>
清水 広域連合長 (群馬県 太田市長)	<p>群馬県広域連合長の清水と申します。 今話を聞いていますと、改革は見直して改革をしているということですが、改革とは結果的には負担増を求めるといふことなのですか。</p>

発言者	発言内容
司会	よろしゅうございますか。
辻副大臣	<p>御承知頂いているとおり社会保障と税の一体改革というところで、社会保障の改革と税の改革ということで税の分は消費税率を 8%、10%に上げていくということがメインのことでございます。社会保障のほうも御存知かと思いますが 5%の消費増税は基本的に社会保障に全部充てるということになっている訳であり、1%分を新たな社会保障の充実に充て、1%分は基礎年金の国庫負担を 3分の1から2分の1に引き上げるための既存財源に充てます。そして残りの 3%分は実質的にこれまで 90兆円の予算の内の 44兆円が国債ということで半分を国債で成り立たせていた訳ですので、社会保障費で引き直せば予算の 30兆円の内 15兆円が赤字国債であり将来世代の負担で賄っている。医療で言えば 10兆円の内 5兆円を将来世代の負担で賄っているといった状況が描ける訳ですから、そういった財政状況を今まで将来世代の負担であったものをやはり現役世代で支えるという意味合いに使うのがその 3%相当であると、大局的な捉え方はそうなっているということで、それらが改革であるということでございます。</p> <p>御指摘を率直にお答えするならば、基礎年金の国庫負担分の 1%分の計上を拡充と考えるのかどうかということもありますが、1%、2%は新たなことに使うということですし、3%相当分は今までの分をしっかりと支えるということでもありますので、それに向けての消費増税のお願いであるということです。これが全体としてのパッケージというところで、1%の社会保障の向上の分はまた時間があつたら説明しますが、そういったことが改革ということですから全てが負担増ということではございません。</p>
司会	<p>ありがとうございました。 群馬県広域連合様よろしいでしょうか。 ほかにございませんでしょうか。</p>
細江 広域連合長 (岐阜県 岐阜市長)	<p>岐阜県の広域連合長の岐阜市長の細江です。</p> <p>先ほど「国保の理想的な単位としては、都道府県単位ではないか」と、こういうようなお話が副大臣から出ていました。現在大変不安定な状態になっていますので、今後この高齢者医療制度がどうなっていくのか、各広域連合もいろいろと不安を持っている訳であり、今後を占う際に重要なキーワードとしてはいろいろあるのですが、その一つとしては都道府県を皆さんがどう見ておられるのかということがあると思うのです。</p> <p>前の自民党政権当時に後期高齢者医療広域連合というのはできた訳ですが、その際に自民党政権にいろいろ言いに行ったときに「どうして広域連合になったのですか。都道府県単位でやるのなら都道府県がやれば良かったのではないですか。」とこう申し上げましたら、「確かに都道府県にやらせるべきだったでしょうが。」とこんな話があったのです。</p> <p>それで、今回も高齢者医療制度改革の部分では、先ずその前に国民健康保険をどうするかという問題に併せて後期高齢者医療制度の問題も絡んでくるのであろうと思いますが、都道府県が反対だと言ったらやらないと、市町村は 1,500 ぐらいあつてそれぞれバラバラになっているのでここに広域連合という形で押し付けてやれということは、事実この後期高齢者医療制度というのはまさに市町村の広域連合でやるというようになっている訳であり、当時大きな反対が有ったか無かったか状況を十分覚えてはいませんが、今回の今後の進め方については都道府県の意向を重視していかれるのか、或いは基礎自治体である市町村の意向というのをどこまで汲みながら都道府県と腹をくくって交渉されて行くのか。声大きいほうか、或いは先般、知名度が高い関西広域連合が言うような国の機関の廃止についても市町村の意見よりも都道府県の意見のほうばかり向いているのではないかという意見も出ていく</p>

発言者	発言内容
司会	<p>らいですので、そこら辺についてこれから都道府県と交渉されて行く上での御覚悟みたいなものをお聴かせ頂けるとありがたいとこういうふうに思います。</p> <p>今の岐阜県広域連合の御意見に対して如何でしょうか。</p>
辻副大臣	<p>都道府県が反対したらやらないのかと、それで今、広域連合がやっているのではなかということですが、基本的に都道府県が反対したらやらないとかということではなくて、私どものスタンスとしては先ほど来申し上げておりますとおり社会保障と税の一体改革におきましても、また総理を始め政府の立場からする答弁におきましても関係者の理解を得てということになっておりますので、そういった議論に絞るといふことであれば全国知事会、全国市長会、全国町村会の関係六団体もありますのでそういった地方の皆様方、また医療保険制度となりますとそれ以外の関係者もおられる訳であり、そういった方々の御理解を得てということでございます。全てに同意を得なければ出来ないということをやっていますと何も決まらないということがあるかと思っておりますが、しかし今の段階においてはやはり地方の皆様方の、そしてまたそれをやっていただくかもしれない方の意見をしっかり聴いていかなければならないと思っております。</p> <p>広域連合でやったということについてですが、私も平成13年から国会に身を置かせていただいている身でございますが、以来、厚生労働委員会を中心にやってきた人間でございますが、平成14年の頃の医療保険制度改革のときの坂口厚生労働大臣のころから都道府県単位化ということは課題となってきたというように記憶しております、その過程の中で平成18年に広域連合にするという後期高齢者を含めた高齢者医療制度の改正があった訳です。その頃私は野党でございましたが、率直なところ平成14年からそういった都道府県単位化ということがあったもので都道府県の単位で決められるのではないかというのを当時私も思っていて、そういった質問をした経緯もございますので、おっしゃられた部分は理解できるところでございます。実際にその頃実情に接しておりませんので本当のところは分からないところですが、おっしゃっている部分は私も有り得るべきことであつたと思つておるところです。いずれにいたしましても政府としてやはり各団体と真摯に、率直に、友好的にやらないといけない訳でありまして、積極的に議論させていただくことはもちろんですが、しかし了解を得ることが基本でございますので、そこはやはり大事にしなければならぬとこのように思っております。</p>
司会	<p>副大臣ありがとうございました。</p> <p>岐阜県広域連合様よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにございますでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
伊藤 広域連合長 (広島県 府中市長)	<p>広島県広域連合の府中市長の伊藤です。</p> <p>今日は非常に活発に意見が出て、何か糾弾会みたいになってしまつて副大臣には大変不本意な展開ではないかと思うのですが、私、先ほどの奈良県後期連合長さんのほうからも御報告がありましたが、この医療制度については、特に市町村もちろん県もそうだと思うのですが、「このままでいい」と、「このままで誰かが何とかしてくれる」とそう思っている人はおそろくないと思います。それで、皆で何とかしないといけないという気持ちに大分なっているような状況であると私は思っています。だからこそ、奈良県広域連合さんのような動きが出ていますし、我が広島県広域連合でも国の抜本的な方針はなかなか出にくい状況もあるので、国保のほうも今の制度の範囲内で県単位の一本化できないかという議論が始まっています。</p> <p>その際に都道府県がやれとか、市町村がやれという話ではなくて一緒にできないかというような前提で議論をしつつあります。ですから、今の状況を拝見しており</p>

発言者	発言内容
	<p>まずと皆がこういう何とかしないといけないという気持ちになって、負担にしてもある程度の負担はやむを得ないという国民のそういう世論も出て来ている中であっても、何かこう政府だけが昔言ったいろいろなお約束に足を縛られて踏ん切りがつかないような、与野党の中でいろいろな駆け引きに明け暮れているような、そしてその中で出口を見出せないようなもどかしさを非常に感じる訳です。今までの経緯はあったと思いますが、もはや廃止ありきで廃止と一度言ったからこれは撤回できないとかそここのところにあまり意味はなくなっていると我々も思っておりますので、是非そういうところを乗り越えていただいて、皆が協力してこの新しい医療制度を創る方向で改めて議論をしていただけないものかなというように思います。</p> <p>そういう議論がかつてあったと思うのですが、状況は既に変更ってきておりますので是非新たなテーブルを設置して、前提を変えて議論をやり直すことに意義があるのではないかと思ったりしておりますので、よろしく御検討いただきたいと思います。</p>
司会	<p>今の御意見に対していかがでしょうか。</p>
辻副大臣	<p>私どもが今取り組んでおります医療保険制度改革の方向性というのは、二つの考え方があると思います。一つは後期高齢者医療という制度の在り方をどうするかということと、もう一つは国民健康保険の単位をどうするかということ。この二つの価値を追求しているということだと思います。</p> <p>前者のほうの後期高齢者医療制度をどうするかということについては、先ほど経緯も申し上げて、そのことについて今広島県広域連合長のほうからお話がありました。そういった角度からする御意見は当然有り得ることだと思いますが、政府与党の立場としては今見直しを求めているということです。</p> <p>ただ、専ら全国知事会を始めとする方々と意見が合わないことの中心的なところは、そのことよりも都道府県単位化をどうするかということとございまして、それは昔のことにこだわっているということとは必ずしも違う訳であり、今日的にその部分で意見が合わないということとございまして。</p> <p>ですから、それは国の財政支出がもっとあるべきであるとしたことにも繋がるのかもしれませんが、政府だけが昔のお約束に縛られて出口がないのではないかとという側面があると、そのようにお考えいただく部分もあるかと思っております。</p> <p>後期高齢者医療制度の部分は与党民主党の公約から出発して今日にその部分があり、その分の御指摘は当たっている部分もあるかと思っておりますが、もう一つの都道府県単位化の分は別に昔の約束に縛られてどうこうというということではなく、むしろ今とまらない本質はそこにあるということだと私は思っております。</p>
司会	<p>副大臣ありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>お時間も過ぎておりますので、ここで、厚生労働省との意見交換を終了させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、全国後期高齢者医療広域連合協議会平成24年度広域連合長会議を閉会いたします。</p> <p>本日は、長時間にわたり、お疲れ様でございました。</p> <p>【終了 15 時 42 分】</p>